

インドの損害保険事情

主席研究員 山下 潤

目 次

1. はじめに
2. **インドの概要**
 - (1) 統計から見るインド
 - (2) わが国とインドとの関係
3. **インドの損害保険市場の概要**
 - (1) 沿革
 - (2) 市場規模
 - (3) 元受保険料の推移
 - (4) 収支状況
 - (5) 損害保険種目・商品の状況
 - (6) 損害保険会社の特徴
 - (7) 損害保険販売チャンネル
4. **規制・監督制度の概要**
 - (1) 法規制
 - (2) 監督官庁
 - (3) 事業免許規制
 - (4) 資本規制
 - (5) 外資参入規制
 - (6) 付保規制
 - (7) 出再規制
 - (8) 募集規制

5. 損害保険諸制度

- (1) 料率制度
- (2) 約款制度
- (3) 強制保険制度
- (4) プール制度

6. 損害保険関連団体等

- (1) 損害保険評議会 (General Insurance Council : GIC)
- (2) 保険オンブズマン
- (3) 第三者管理運営代行者 (Third Party Administrators : TPA)
- (4) 保険証券保存システム (Insurance Repository System : IRS)

7. おわりに

要旨

当研究所は、2013年にASEAN加盟8カ国および韓国における損害保険の市場、規制、諸制度、課題等をまとめたアジア諸国に関する初の本格的な調査報告書を発行した。

ASEAN市場統合が実現した暁には、6億人の市場が出現し、中国、インドと合わせた3地域・国だけでアジアに30億人を超える市場が存在することになる。インドは、その3つの市場の中でも、国としての成長性や安定性等の観点から、損害保険市場として特に有望であると考えられる。

インド損害保険市場は成長の一方で、様々な問題も内包している。広い国土、多大な人口、貧富の差等から保険の浸透率の向上が容易でないこと、料率の自由化と新規参入保険会社の攻勢により激しい価格競争が行われていること、また業者団体による政治的介入により料率の適正化の動きが歪められていることなどが挙げられ、一部には自由化の失敗例とも言われている。多くのアジア諸国と同様に保険を取り巻く法律や制度は整備されているものの、監督官庁の意向どおりに実務が動いていないのが現状である。

しかしながら、2030年頃には人口が15億人を超え中国を抜き世界一になるとも推測されており、保険市場としての潜在性は疑うべくもない。インドの損害保険制度の現状および課題等を理解することは、一定成熟感のあるわが国の損害保険業界にとっても有益であると考えられる。



(出典：http://www.freemap.jp/をもとに作成)

1. はじめに

当研究所では、2013年9月にアジア諸国に関する初の本格的な調査報告書¹を発行した。同報告書は東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations : ASEAN）加盟国²のうち8カ国（ミャンマー、カンボジア、ベトナム、フィリピン、インドネシア、タイ、マレーシア、シンガポール）および韓国における損害保険市場、規制・監督制度、損害保険に関する諸制度（料率制度・約款制度等）、市場における課題等を現地調査を踏まえ幅広くまとめたものである。

ASEANでは、2015年を目標に域内での物品、サービス、労働者の自由な移動等を認めるASEAN経済共同体（Asean Economic Community : AEC）の創設に向けた様々な取り組みが行われている。保険を含む金融サービスの分野においても、2020年を目途に自由化することが協議されており、AECが実現した暁には、東南アジアに6億人の市場が出現することになる。アジアには13億人の人口を抱える中国、中国に次ぐ人口を有するインドもあり、ASEANを含めた3地域・国だけでも30億人を超える市場が存在することになる。

一方、わが国の損害保険市場は、人口減少や少子高齢化、若者の車離れ等により一定成熟した感があり、この30億人からなる未成熟の巨大市場は非常に魅力的であると言える。

本レポートは、その3つの市場のうち、国としての成長性や安定性等の観点からも、損害保険市場として特に有望であると考えられるインドの損害保険制度の現状および課題等を紹介したものである。当研究所のアジア諸国に関する調査報告書と併せ、ご一読いただきたい。

なお、本稿における意見・考察は筆者の個人的見解であり、所属する組織を代表するものではないことをお断りしておく。

2. インドの概要

インド（India）は、パキスタン、ネパール、バングラディッシュ、ミャンマー、ブータン、中国と国境を接しており、国土面積はわが国の約9倍の328万7,263平方キロメートル³で世界第7位である。また、中国に次ぐ世界第2位の12億1,000万人⁴の人口を有している。一人っ子政策により今後、少子高齢化社会に向かっていくと予想される中国とは異なり、2030年頃には15億人を超え世界最多になると予測されている。

インドは17世紀はじめのイギリス東インド会社の進出以来、長期にわたり植民地支

¹ 損害保険事業総合研究所「アジア諸国における損害保険市場・諸制度の概要について」（2013.9）

² 2013年11月現在の加盟国は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアの10カ国。

³ 外務省ウェブサイト 各国・地域情勢

⁴ 外務省ウェブサイト 各国・地域情勢

配下にあった。1947年のイギリスからの独立後は計画経済を志向する傾向にあったが、1990年以降は規制緩和による経済自由化に舵を切った。

21世紀に入ってから、特にITを中心としたサービス産業を中心に急速な経済発展を迎えた反面、所得や地域の格差や道路・電力をはじめとしたインフラ整備の遅れが経済発展の障害になるなどの問題も生じている。

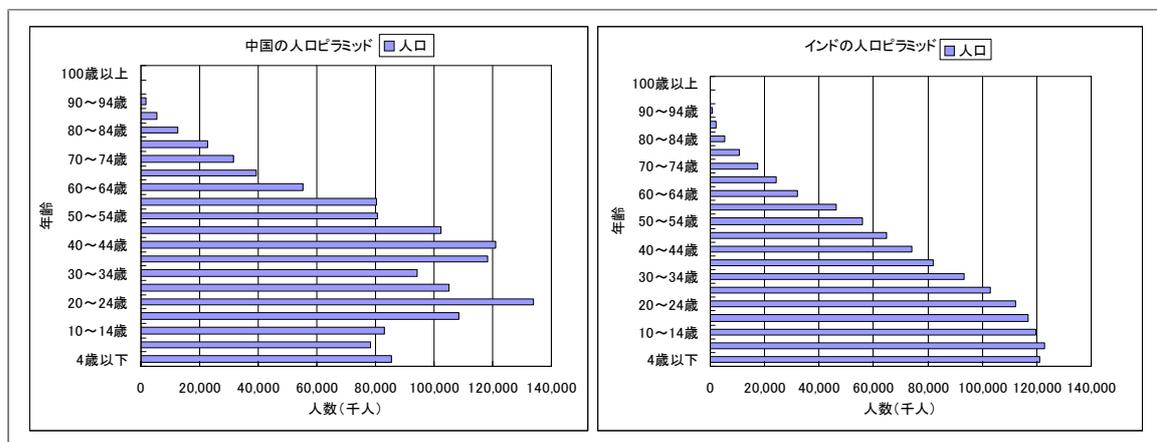
(1) 統計から見るインド

本項では、インドの市場としての潜在力をみるために、インドの人口と経済に関する指標を概観する。なお、他国との比較においては、主として日本、中国およびASEAN主要国等の数値と比較している。

a. 人口に関する指標（人口ピラミッド）

図表1は、2010年における人口世界1位と2位の中国とインドにおける年齢ごとの人口を表したグラフ（人口ピラミッド）である。左図の中国では若年層が減少しているため、人口増加のスピードが減速することが考えられる一方、インドではバランスの良い「釣鐘型」になっており人口ボーナス⁵の恩恵を受けやすく、人口の増加とともに生産活動を行う人口が多いことから経済発展が促される状態になっている。

図表1 中国とインドの人口ピラミッド



(出典：United Nations, Department of economic and social affairs, “World Population Prospects (2010年) をもとに作成)

b. 経済に関する指標

1947年の独立以降インド経済は低成長を続けていたが、経済自由化政策の推進により1990年代には実質GDP成長率は年平均6.4%となった。さらに、2003年頃から成

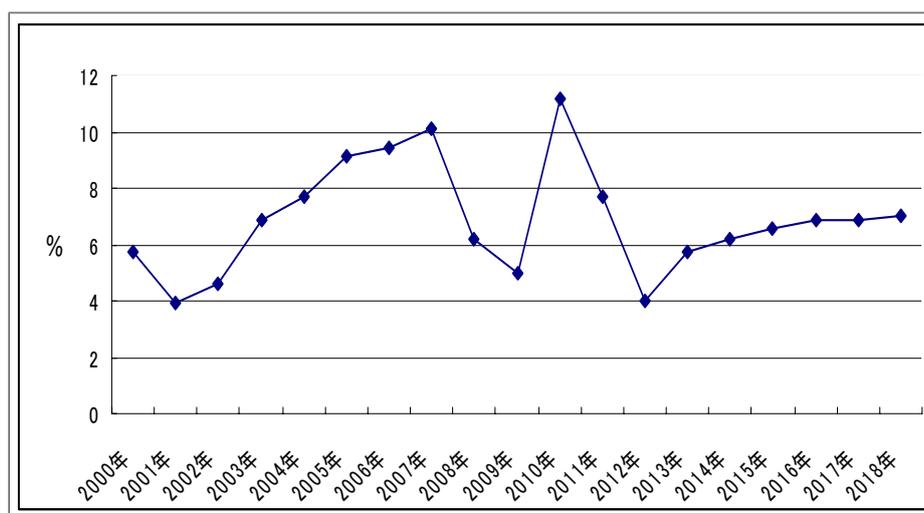
⁵ 国の人口構成で、子供と老人が少なく、生産年齢人口が多い状態。豊富な労働力で高度の経済成長が可能な状態。多産多死社会から少産少子社会へ変わる過程で現れる。

長局面に入り、2007年頃まで実質 GDP 成長率は 8%~9%台の高い伸びを見せた。しかし、2008年にはじまったグローバル金融危機以降、2010年には成長率が回復したものの、金融危機以前と比較すると成長は鈍化している（図表 2 参照）。

IMFによると、インドの 2012 年の名目 GDP は約 1 兆 8,200 億米ドルであり、中国の 2 割、わが国の 3 割程度である（図表 3 参照）。

また、国民 1 人あたり GDP は 1,492 米ドルと中国の 4 分の 1 程度、わが国の 0.3% 程度の規模であり、一般的にモータリゼーションが進むとされる 3,000 米ドルの水準には届いていない。また、人口千人あたりの四輪車の保有台数は 19.7 台と少ないものの、2011 年の新車登録台数は約 330 万台と既にモータリゼーション期に入っていると考えられるインドネシア（約 89 万台）やタイ（約 79 万台）と比較しても圧倒的に多く、さらなる経済成長に伴う個人消費の増加による自動車市場の拡大が期待されている（図表 4 参照）。

図表 2 実質 GDP 成長率 2000 年~2018 年（2012 年以降は予測）



（出典：IMF ウェブサイト，“World Economic Outlook Database, April 2013” をもとに作成）

図表 3 2012 年 GDP 関連指標 インドと中国・日本の比較

指標	インド	中国	日本
名目 GDP (10 億米ドル)	1,824	8,227	5,564
1 人あたり GDP (米ドル)	1,492	6,076	46,736
実質 GDP 成長率	4.0%	7.8%	2.0%

（出典：IMF ウェブサイト，“World Economic Outlook Database, April 2013” をもとに作成）

図表4 アジア主要国における四輪車保有台数（2011年、千人あたりの保有台数順）

国／地域	千人あたりの保有台数	保有台数合計	2011年四輪車登録台数
日本	593.1	75,512,887	4,210,219
マレーシア	377.7	10,863,000	600,123
タイ	171.3	11,403,000	794,081
シンガポール	153.4	796,226	39,570
インドネシア	69.1	16,856,000	894,164
中国	68.3	93,500,000	18,505,114
フィリピン	29.3	2,786,800	141,616
インド	19.7	24,114,000	3,299,439
ベトナム	3.9	355,000	109,660

（出典：日本自動車工業会『2013年 世界自動車統計年報 第12集』（2013.3）および United Nations, Department of Economic and Social Affairs ウェブサイト, “World Population Prospects, the 2012 Revision”をもとに作成）

(2) わが国とインドとの関係

わが国とインドは1952年に国交を樹立し、良好な関係を築いてきた。2000年に「日インド・グローバル・パートナーシップ」構築に合意し、2011年には「日・インド包括的経済連携協定（Comprehensive Economic Partnership Agreement between Japan and the Republic of India : CEPA）」が合意・発効となった。CEPAの実行により、発効後10年間で往復貿易総額の約94%の関税撤廃、入国に係る手続の迅速化等による人的交流の拡大、両国ビジネス環境の整備による一層の緊密化が期待されている。

3. インドの損害保険市場の概要

損害保険市場の概要として、保険市場の沿革、市場規模、保険料の推移、損害保険会社の特徴等について解説する。

(1) 沿革

インドにおける損害保険会社の沿革を、「1850年の損害保険会社の誕生から保険会社が国有化されていた時代」と、「2000年の民間損害保険会社への市場開放」の2つの時期に分けて説明する。

a. 損害保険会社の誕生から国有化（1850年～2000年）

インドの損害保険の歴史は1850年に英国資本によりコルカタ（カルタッタ）に設立されたトライトン保険株式会社（Triton Insurance Company Ltd）にはじまった。1907年には全種目を取り扱う初の損害保険会社であるインド商業保険（Indian

Mercantile Insurance Ltd) が誕生し、民間損害保険会社の数は 107 社 (外国保険会社の支店を含む) にまで増加した。

しかし、当時の社会主義的経済政策や乱立する保険会社の経営破綻が社会問題化したこと等を背景に、1972 年に損害保険事業 (国有化) 法 (General Insurance Business (Nationalisation) Act, 1972) が成立、翌年に施行され、すべての損害保険会社は国が所有するインド損害保険会社 (General Insurance Corporation of India : GIC) 傘下の 4 社⁶に統合された。これにより同国では国営保険会社による独占体制がはじまり、2000 年まで続くことになる。

b. 民間保険会社への市場開放 (2000 年以降)

深刻な外貨危機を発端として、インドは 1991 年に大きく経済政策を転換し、自由化に向けた改革を行っていくこととなった。損害保険業界についても例外ではなく、1993 年に中央銀行のインド準備銀行総裁のマルホトラ氏を長とするマルホトラ委員会 (Malhotra Committee) による市場開放の検討がはじまった。その後、時間を要したものの 2000 年に保険規制開発庁法 (Insurance Regulatory and Development Authority Act, 1999 「以下「IRDA 法」) が施行されたことにより、保険規制開発庁 (Insurance Regulatory and Development Authority、以下「IRDA」) が組織され、民間への保険市場の開放がなされた。また、2008 年には強制保険を除く保険料率が自由化、2009 年には約款・引受条件 (免責金額の設定等) の自由化がなされた⁷。

(2) 市場規模

スイス再保険会社が発行している「シグマ 2013 年第 3 号 2012 年世界の保険」によれば、インド損害保険市場における 2012 年度の元受収入保険料は、131 億 4,200 万米ドルであり、わが国の損害保険市場⁸の約 10 分の 1 の規模に相当する。世界の損害保険市場に占めるシェアは 0.66%で世界第 19 位、アジアでは第 5 位であり日本、中国、韓国、台湾を下回り、シンガポールの上に位置する。

インドの損害保険収入保険料の GDP に対する比率 (浸透率) は、わが国の約 3 分の 1 であり、ベトナムと同水準の 0.78%である。また、国民 1 人あたりの保険料は 10.5 米ドルであり、フィリピン (12.7 米ドル) やベトナム (12.2 米ドル) を下回っている (図表 5 参照)。

⁶ National Insurance Company Ltd, New India Assurance Company Ltd., Oriental Insurance Company Ltd.,および United India Insurance Company Ltd.の 4 社に統合された。

⁷ 届出後使用制 (File & Use) が導入された。

⁸ 日本は 1,297 億 4,000 万ドル

図表5 1人あたり損害保険料、浸透率（2012年^(注)、1人あたり損害保険料順）

国/地域	1人あたり損害保険料 (単位:米ドル)	浸透率
日本	1024.9	2.27%
シンガポール	890.2	1.60%
マレーシア	184.3	1.72%
タイ	109.7	2.07%
中国	76.0	1.26%
インドネシア	19.4	0.53%
フィリピン	12.7	0.49%
ベトナム	12.2	0.78%
インド	10.5	0.78%
カンボジア	2.2	0.26%
ミャンマー ^(注)	0.2	0.04%

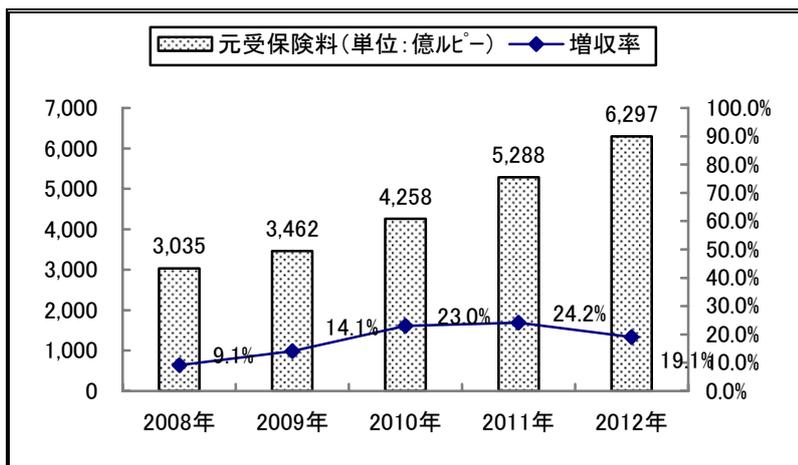
(注) ミャンマーのみ2008年

(出典: Swiss Re, “sigma No3/2013 World insurance in 2012 Progressing on the long and winding road to recovery” (2013.6)等をもとに作成)

(3) 元受保険料の推移

IRDA のアニュアルレポートによると、2012年の損害保険元受収入保険料は、約6,300億ルピー⁹（約1兆1,200億円⁹）である。図表6のとおり安定して成長基調にあり、2008年から2012年までの5年間で100%以上の伸びを示している。しかしながら、近年のインド経済の影響を受け、損害保険市場の成長の減速も懸念されている。

図表6 損害保険元受収入保険料および増収率の推移（2008年～2012年）



(出典: Insurance Regulatory and Development Authority, “Annual Report 2008, 2009, 2010, 2011, 2012”をもとに作成)

⁹ 2013年10月末時点の為替レートである1インド・ルピー=1.77円で換算

(4) 収支状況

IRDA のアニュアルレポートによると、2010 年は損害保険業界全体で約 100 億ルピー（約 177 億円）の当期損失を計上した。2011 年は国営損害保険会社は黒字となっているが、民間損害保険会社は赤字であり、民間 15 社（2011 年当時）のうち 10 社が当期損失を計上した（図表 7 参照）。2012 年は投資収益が大きく改善したことから約 330 億ルピー（約 580 億円）の当期利益となったが、2012 年においても民間 8 社が当期損失となった。インド損害保険業界の収益性の不安定さは、主として元受収入保険料の 70% 近くを占める自動車保険と医療保険の損害率の高さに起因している。

図表 7 国営・民間別損害保険会社 当期損益 (単位：百万ルピー)

会社形態	2010 年	2011 年	2012 年
国営保険会社	▲1,615	11,525	26,030
民間保険会社	▲8,574	▲11,202	6,790
合計	▲10,189	323	32,820

(出典：Insurance Regulatory and Development Authority, “Annual Report, 2011、2012” をもとに作成)

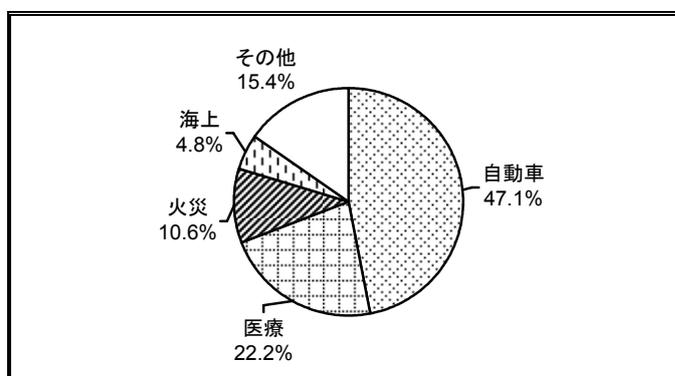
(5) 損害保険種目・商品の状況

本項では、元受損害保険料の種目別構成割合を示した上で、主要保険種目の損害率および主要商品等の概要について説明する。

a. 収入保険料の種目別内訳

2012 年の損害保険の収入保険料の種目別構成割合は、図表 8 のとおりであり、自動車保険の割合が最も大きく 47.1% を占め、医療保険の 22.2%、火災保険の 10.6% が続いている。医療保険を除いては、企業分野の商品が大宗を占めている。

図表 8 損害保険収入保険料の種目別内訳 (2012 年)



(出典：Insurance Regulatory and Development Authority, “Annual Report 2012” をもとに作成)

b. 種目別損害率

過去5年間（2008年～2012年）の種目別損害率の推移は図表9のとおりである。全種目損害率は5年連続で80%を超えており、全体として高く、特に自動車保険、医療保険は恒常的に高い。

図表9 種目別損害率（2008年～2012年）（注）（単位：%）

保険種類	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
自動車	88.82	84.51	102.69	94.96	87.06
医療	105.95	111.13	100.08	94.00	96.43
火災	75.75	79.91	86.07	96.78	68.82
海上	102.93	78.08	90.18	83.72	64.96
その他	54.18	56.64	56.13	54.29	55.31
合計	86.37	85.50	93.37	88.90	82.79

（注）ネット・インカード・ベース損害率による。

（出典：Insurance Regulatory and Development Authority, “Handbook on Indian Insurance Statistics 2011-12”、“Annual Report 2012”をもとに作成）

c. 主要商品の概要

主要種目である自動車保険および医療保険ならびに同国損害保険市場において特徴的な商品として農作物保険およびマイクロ・インシュアランスについて説明する。

ア. 自動車保険

強制保険であり対人・対物をカバーする第三者賠償責任保険（Third Party Liability：TP）¹⁰と車両保険（Own Damage：OD）等がある。第三者賠償責任保険のみ、もしくは総合保険（第三者賠償責任保険＋車両保険等）の形で販売されており、総合保険に加入する場合には、第三者賠償責任保険と車両保険等を同一の証券で引受を行う。車両保険は衝突、火災、盗難および地震・洪水等の自然災害も対象となっている。

図表10のとおり、収入保険料は5年間で2倍強に増収しているものの、損害率が恒常的に高いことから、IRDAは2011年、2012年、2013年と3年連続して第三者賠償責任保険の保険料率の引き上げを行った。しかし、トラック業者などの政治的圧力等により本来必要とされている保険料率よりも、小幅な引き上げに留まっている¹¹。

また、保険料率の自由化や新たな保険会社の参入等により自動車保険の価格競争が激化しており、特に法人分野の自動車保険においては各社とも大幅な保険料割引を提

¹⁰ 法定の保険金額は、対人は無制限、対物は75万ルピー（約130万円）であるが、追加保険料を支払うことにより対物も無制限にすることができる。

¹¹ 2013年の料率改定時にIRDAは、トラックに関し前年料率の176%割増の案を提示したが、インド全土でのストライキをちらつかせてロビー活動を行ったトラック業界により見直しを強いられ、最終的には20%割増で決着した。

示している。強制保険である第三者賠償責任保険のタリフレートは遵守されているが、自由料率である車両保険等の保険料率は、2006年と対比すると2011年では40%から45%の水準にまで落下しているとの調査結果もある¹²。現地関係者へのヒアリングによると、継続率が非常に低く、保険料の要素だけで頻繁に保険会社の変更が行われているとのことである。

図表 10 自動車保険の収入保険料・対前比・損害率 (保険料単位：百万ルピー)

項目	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
保険料	133,360	150,470	181,727	242,471	296,298
対前比	105.1%	112.8%	120.8%	133.4%	122.2%
損害率	88.82%	84.51%	102.54%	94.96%	87.06%

(出典：Insurance Regulatory and Development Authority, “Hand Book on Indian Insurance Statistics, 2011-2012” “Annual Report 2012” をもとに作成)

イ. 医療保険 (Health Insurance)

インドでは、公的医療機関は政府が運営しており薬代を除き治療費は無料であるが、医療機関や医師、設備等が不足しており、国民の多くが公的医療サービスを受けることができていない。また、公的な健康保険制度もないことから医療保険を購入する人が多い。フルラインで営業する国営・民間の損害保険会社や生命保険会社が医療保険を取り扱うほか、医療保険専門の会社が4社¹³ある。

2012年の収入保険料は約1,570億ルピー(約2,780億円)であり、2008年から2012年までの5年間で約2.4倍となっている(図表11参照)。新たに医療保険の販売に参入する会社も増加し、保険会社間の価格・サービス競争が激しくなっているが、今後20%の年平均成長率が予測されており¹⁴、2016年には2012年の倍の3,000億ルピー(5,300億円)超の市場になるとも推定されている¹⁵。

一方、支払保険金の高騰が問題となっている。損害率は多少の低下傾向は見られるものの依然として100%前後と恒常的に高い(図表11参照)。この要因は主として診療報酬制度等に関する医療業界の規制がないこと、保険会社の激しい保険料競争と査定部門の経験不足や医療費に関するデータの未整備により適切な支払いが行われていないこと等に起因している¹⁶。また、保険詐欺も問題になっており、インドの保険会社は医療保険の収入保険料の10%から15%相当を保険詐欺によって失っているとの調査結果¹⁷もある。保険業界としては、保険金支払データベースの作成・分析や社員

¹² AXCO Insurance market Report “Line of Business : Non-Life (P&C) 2013”

¹³ 医療保険専門は Apollo Munich Health Insurance Co.,Ltd., Star Health and Allied Insurance Co.,Ltd., Max Bupa Health Insurance Co.,Ltd, Religare Health Insurance Co.,Ltd.の4社である。

¹⁴ Asia Insurance Review (2013.12.10)

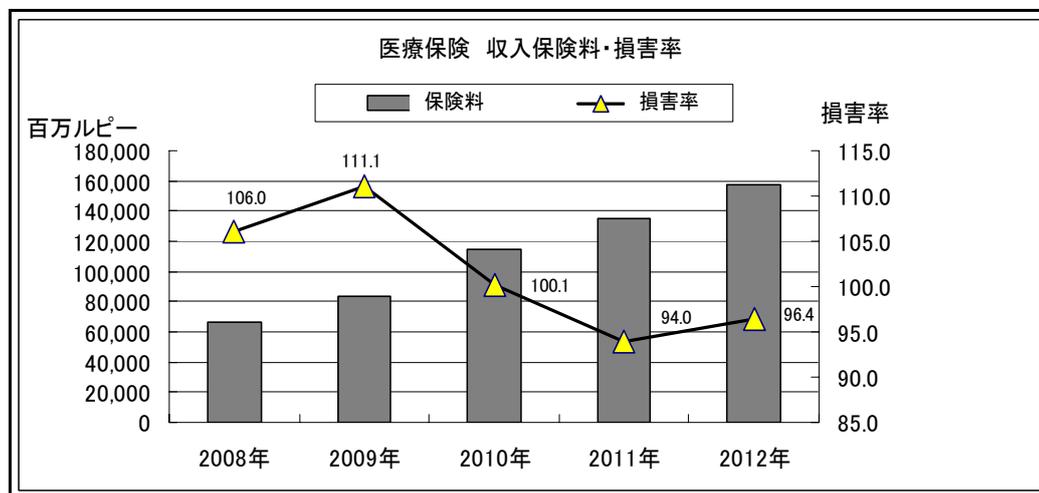
¹⁵ Ernst&Young “Insurance Industry Challenges, Reform and realignment” (2012)

¹⁶ 福岡藤乃「インドの民間医療保険の動向」保険学雑誌第615号(2011.12)

¹⁷ Towers Watson “India Market General Insurance Update (2013.4.25)”

教育を強化し、適切な支払いを励行することで収益の安定化を目指している。

図表 11 医療保険の収入保険料・損害率推移



(出典：Insurance Regulatory and Development Authority, “Annual Report, 2010, 2011, 2012” をもとに作成)

ウ. その他の特徴的な保険 (制度)

インドにおいては農作物保険制度および低所得者層を対象にしたマイクロ・インシュアランスが発達している。

○ 農作物保険 (Agricultural Insurance)

現在は 2002 年に設立された公的な保険会社であるインド農作物保険会社 (Agriculture Insurance Company of India Limited : AIC) が農作物に関する保険を販売しており¹⁸、金融機関と連携し金融機関窓口で販売されている場合が多い¹⁹。2012 年の元受収入保険料は約 148 億ルピー - (約 260 億円) であり、前年と比較して 11.8% 伸長している²⁰。また、AIC では、米や麦などの穀物だけでなく、畜牛や羊、山羊、競走馬等に関する保険も販売している。

○ マイクロ・インシュアランス (Micro Insurance)

マイクロ・インシュアランスは、低所得者層を対象に低価格で提供される保険商

¹⁸ インド農作物保険会社(AIC)が提供する農作物保険プログラムとしては、全国農作物保険制度(NAIS)、気象に基づく農作物保険制度(WBCIS)のほか、バイオ燃料植物保険(Bio-Fuel Tree/Plant Insurance)、ココナッツ・ヤシ保険制度(Coconut Palm Insurance Scheme : CPIS)、じゃがいも農作物保険(Potato Crop Insurance)、コーヒー豪雨保険制度(Rainfall Insurance Scheme For Coffee : RISC)、天候保険(Weather Insurance : RABI)等がある(出典：損保総研レポート第105号「わが国と諸外国の農作物制度－米国の連邦農作物保険制度を中心に－」)

¹⁹ 図表 15 を参照。

²⁰ Insurance Regulatory and Development Authority (IRDA) “Annual Report 2012-2013”

品であり損害保険会社・生命保険会社が販売している。2012年の収入保険料は約33億ルピー（約58億円）である²¹。インドでは国民の3分の2以上が一般の保険商品へのアクセスが困難であるといわれる地方都市に居住しており、IRDAは民間企業の社会的責任の観点から農村セクター²²および社会セクター²³向けに一定割合以上²⁴を販売すること等を義務付けた。また、マイクロ・インシュアランスの普及を後押しするために、世界で初めて商品内容や募集に関する規制を定めたマイクロ・インシュアランス規則²⁵を2005年に通知した。今後の同分野の成長には、団体加入の促進、インターネットやモバイル等の技術の活用、販売チャネルの拡大等が課題とされている²⁶。

(6) 損害保険会社の特徴

国営損害保険会社と民間損害保険会社が併存しており、民間損害保険会社には財閥等のインドの大手企業グループと海外の保険会社との合弁会社が上位を占めている。

a. 損害保険会社数

IRDAのウェブサイトによると、2013年11月現在の損害保険会社数は27社である。内訳は国営損害保険会社が6社（フルラインを販売している会社が4社、輸出信用保険・農業保険に特化している会社が2社）、民間損害保険会社が21社（フルラインで営業している会社が17社、医療保険専門会社が4社）である。また、損害保険会社の他には、生命保険会社が24社、国営の再保険会社が1社ある（図表12参照）。

図表12 損害保険会社数（2013年11月現在）

会社分類		会社数	専門の場合その種類と数
国営	損害保険会社	4社	
	専門保険会社	2社	輸出信用保険、農業保険（各1社）
民間	損害保険会社	17社	
	専門保険会社	4社	医療保険（4社）
合計		27社	

（出典：Insurance Regulatory and Development Authority ウェブサイトをもとに作成）

²¹ Insurance Regulatory and Development Authority (IRDA) “Annual Report 2012-2013”

²² IRDAの定義によると、農村セクターとは人口5,000人未満、人口密度1平方キロあたり400人未満、農業従事者の割合が25%超の地域を言う。

²³ IRDAの定義によると、社会セクターとは、身体障害者や小規模の自営業者、経済困窮者等を言う。

²⁴ 全収入保険料のうち、農村セクターに第1会計年度2%、第2会計年度3%、第3会計年度以降5%以上を販売すること。社会セクターに第1会計年度5,000人、第2会計年度7,500人、第3会計年度1万人、第4会計年度1万5,000人、第5会計年度以降2万人以上に販売すること。

²⁵ IRDA (Micro Insurance) Regulation, 2005

²⁶ Ernst&Young “Insurance Industry Challenges, Reform and realignment” (2012)

b. 主な損害保険会社とマーケット・シェア

2012 年の国営保険会社のマーケット・シェアは 55.6%、民間保険会社のマーケット・シェアは 44.4%である（図表 13 参照）。

ア. 国営保険会社と民間保険会社のマーケット・シェア

国営保険会社と民間保険会社のマーケット・シェアを比較すると、国営 4 社体制にあった名残から、依然として国営保険会社の占める割合の方が大きい。しかしながら、直近 5 年間では 2009 年を除いて民間保険会社の増収率が国営保険会社を上回っており、図表 13 のとおり両者の差は狭まっている。

図表 13 国営保険会社・民間保険会社別のマーケット・シェア推移 (単位: %)

形態	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
国営保険会社	59.4	59.6	59.1	57.8	55.6
民間保険会社	40.6	40.4	40.9	42.2	44.4
マーケット・シェアの差 (国営－民間)	18.8	19.2	18.2	15.6	11.2

(出典: Insurance Regulatory and Development Authority, “Annual Report 2009、2010、2011、2012 をもとに作成)

イ. 国営元受保険会社 4 社および民間元受保険会社上位 10 社のマーケット・シェア

図表 14 のとおり、全体の 1 位から 4 位までを国営の保険会社が占めている。ニューインディア (New India) 社は、40 年以上にわたり、すべての損害保険会社のなかでマーケット・シェアトップの座を維持し続けている。同社は、世界 22 か国で営業を行っており、インド国内には 1,600 の営業店があり、1 万 9,000 人を超える従業員がいる。

民間の保険会社では、インドで 2 番目の規模を持つ ICICI 銀行とカナダの金融グループであるフェアファックス・ファイナンシャル・ホールディングスの合弁会社である ICICI ロンバート (ICICI-Lombard) 社がトップである。民間損害保険会社の上位 10 社中、7 社がわが国をはじめとした海外の保険会社との合弁会社である。

図表 14 (国営・民間別) 元受保険会社マーケット・シェア (2012 年)

形態	会社名	順位	マーケット・シェア	特徴
国営	New India	1	15.94	40 年以上マーケット・シェアトップ。
	United	2	14.71	1838 年設立。航空、建設等の企業物件に強み。
	National	3	14.56	1906 年設立。自動車保険・健康保険に強み。
	Oriental	4	10.41	1947 年設立。石油や化学等のプラント等に強み。
	国営計	—	55.61	近年マーケット・シェアは漸減。
民間	ICICI-Lombard	1	9.74	ICICI 銀行とカナダに本拠を置く Fairfax Financial Holdings Limited の合弁会社。
	Bajaj Allianz	2	6.35	金融サービス会社である Bajaj グループと独アリアンツ社の合弁会社。
	IFFCO-Tokio	3	4.07	東京海上日動社とインド最大の肥料会社の合弁会社。
	HDFC Ergo	4	3.90	住宅融資金融会社 HDFC とミュンヘン再保険グループであるエルゴ社の合弁会社。
	Tata AIG	5	3.39	インド 3 大財閥の 1 つタタグループと AIG による合弁会社。
	Reliance General	6	3.19	石油化学グループを持つインド 3 大財閥に 1 つによる保険会社。
	Cholamandalam MS	7	2.57	インドの財閥のムルガッパグループと三井住友海上社との合弁会社。
	Royal Sundaram	8	2.48	インドの金融会社と英ロイヤル・サンアライアンス社の合弁会社。
	Shriram General	9	2.45	インドの最大金融グループの Shriram と南アフリカの金融グループ Sanlam との合弁会社。
	Bharti AXA	10	1.93	インドのコングロマリットであるバーティ社とアクサ社の合弁会社。
	その他民間	—	4.32	Universal Sompo、Future Generali 等
	民間計	—	44.39	近年マーケット・シェアは漸増。
	国営・民間合計	—	100.0	—

(出典：Insurance Regulatory and Development Authority, “Annual Report 2012、各社ウェブサイトその他をもとに作成)

(7) 損害保険販売チャネル

本項では主な販売チャネルの取扱構成割合と主要な販売チャネルの 1 つであるバンカシュアランスの現状について説明する。

a. 主な販売チャネルの取扱構成割合

全種目でみると保険会社と顧客との直接取引である直販（インターネット経由の販売も直販に含むが、僅かの割合である）32%、個人代理店 31%、ブローカー18%、銀行 9%の順番になっている（図表 15 参照）。

インドは IT 大国のイメージが強いが、図表 16 のとおり個人のインターネット使用割合は 12.6%と他のアジア諸国と比較しても低く、地方における通信インフラや物流インフラの問題等もあり一般的な e コマースやネット経由での保険販売は進んでいない。しかし、インターネット利用人口で見ると、既にわが国を上回っており、プロフ

ェッショナルファームである KPMG (インド) は、インターネット経由の保険販売は 2020 年までには個人分野の収入保険料の 15%から 20%を占めると推測している²⁷。

2011 年 4 月に IRDA は「ディスタンス・マーケティングに関するガイドライン²⁸」を発行した。当該ガイドラインは、保険会社や保険ブローカーにおけるインターネット、電話、携帯メール（ショート・メッセージ・サービス：SMS）やダイレクトメール等を通しての保険募集のルールを示したものであり、今後の本分野の成長を見越したものであると考えられる。

図表 15 保険種目別 販売チャネルごとのマーケット・シェア (単位：%)

種目	個人 代理店	企業 代理店	銀行	ブロー カー	直販	その他	種目計
火災	27.0	4.0	11.0	22.0	32.0	4.0	100.0
技術	24.0	4.0	1.0	65.0	6.0	0.0	100.0
自動車	43.0	7.5	5.0	15.5	26.5	0.5	100.0
賠償	27.0	4.0	1.0	42.0	25.0	1.0	100.0
傷害	26.0	15.0	12.0	19.0	25.0	3.0	100.0
農作物	0.0	0.0	99.0	1.0	0.0	0.0	100.0
全種目	31.0	6.0	9.0	18.0	32.0	4.0	100.0

(出典：AXCO, “Insurance Market Information: Non-life(P&C)”(2013) をもとに作成)

図表 16 個人のインターネット使用割合 (2008 年～2012 年、2012 年の使用割合順)

国/地域	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
韓国	81.0%	81.6%	83.7%	83.8%	84.1%
日本	75.4%	78.0%	78.2%	79.1%	79.1%
シンガポール	69.0%	69.0%	71.0%	71.0%	74.2%
マレーシア	55.8%	55.9%	56.3%	61.0%	65.8%
ベトナム	23.9%	26.6%	30.7%	35.1%	39.5%
フィリピン	6.2%	9.0%	25.0%	29.0%	36.2%
タイ	18.2%	20.1%	22.4%	23.7%	26.5%
インドネシア	7.9%	6.9%	10.9%	12.3%	15.4%
インド	4.4%	5.1%	7.5%	10.1%	12.6%
カンボジア	0.5%	0.5%	1.3%	3.1%	4.9%
ミャンマー	0.2%	0.2%	0.3%	1.0%	1.1%

(出典：International Telecommunication Union ウェブサイト, “Percentage of individuals using the Internet”をもとに作成)

b. 銀行窓口販売 (バンカシュアランス)

インドにおけるバンカシュアランスは 2000 年から開始され、2010 年は全種目で 9%、農作物保険 (含む家畜等) では 99%のマーケット・シェアを占めている²⁹。インド全土に広がる 6 万店とも推計されるその巨大な銀行支店網を活用するバンカシュアラン

²⁷ KPMG (India) & Bengal Chamber “Insurance Industry-Road Ahead” (2013.5)

²⁸ Guidelines on Distance Marketing of Insurance Products (2011.4)

スは、今後の有望な保険販売チャネルとして期待されている。

現在、銀行は企業代理店として登録が行われており、取扱ができるのは生命保険会社・損害保険会社につき各 1 社の商品に限られている。2013 年 8 月に IRDA から出されたガイドライン³⁰は、銀行が保険ブローカーとして保険を販売できるようになるもので、保険ブローカーとなった場合には複数の保険会社の商品を販売することが可能となる。IRDA は銀行のブローカー化により全国レベルでの保険の拡販、保険浸透率の向上を目論んでいるが、複数の保険会社の商品を販売することによる行員のロードの増加や顧客に対する説明責任の拡大等から銀行は二の足を踏んでいる³¹。

4. 規制・監督制度の概要

本項では規制・監督制度の概要につき説明する。インドの損害保険市場は、保険法および保険規制開発法に基づき保険規制開発庁 (IRDA) が規制・監督を行っている。

(1) 法規制

本項では、インドの損害保険に関する主たる法律である 1938 年保険法、1972 年損害保険事業 (国有化) 法および 1999 年保険規制開発法について説明する。

a. 1938 年保険法 (Insurance Act,1938)

1938 年に従来 of 法律を編纂して 1938 年保険法 (Insurance Act,1938) が制定された。保険法には、事業免許、資本金、保険契約、監査、再保険、投資規制、保険代理店、料率諮問委員会の設立等の多岐に渡る事項が規定されており、現在でも保険業の根幹をなす法律である。

b. 損害保険事業 (国有化) 法 (General Insurance Business(Nationalisation) Act1972)

本法により、1973 年 1 月 1 日にインド損害保険会社 (General Insurance Corporation of India : GIC) が設立されるとともに、国内外の損害保険会社の計 107 社が合併し、GIC 傘下の国営 4 社³²に集約されることとなった。国営化に至った背景には、当時のインドの社会主義経済政策化とともに、保険会社の乱立による経営破綻問題や民間保険会社の都市集中化により農村部や貧困層への保険の普及が進んでいないという問題を解決するという意図があった³³。

²⁹ AXCO Insurance market Report “Insurance Market Information : Non-Life (P&C) 2013”

³⁰ IRDA (Licencing of Banks as Insurance Brokers) Regulation,2013

³¹ Asia Insurance Review (2013.12.12)

³² 前掲脚注 6 参照。

³³ 森田芳樹「インドの損害保険事情－自由化の流れと規制－」損害保険事業総合研究所 損保総研レポート

c. 1999年保険規制開発法（IRDA法）

1994年のマルホトラ委員会（Malhotra Committee）の提言にもとづき、1999年IRDA法（Insurance Regulatory and Development Authority Act, 1999）が施行された。同法では1938年保険法や1972年損害保険事業（国有化）法の一部改正、保険規制開発庁（Insurance Regulatory and Development Authority : IRDA）の設立、保険諮問委員会（Insurance Advisory Committee）の設置とともに外国資本を含む民間資本の導入（上限26%）等が規定され、1973年から続く保険業の国営保険会社による独占体制が崩れた。

d. その他

上記の法律を補完する役割として、図表17のような規則（Regulation）や通達（Circulars）、ガイドライン（Guideline）等がIRDAから適宜公示される。

図表17 IRDAのRegulation、Circulars、Guidelineの例

規制等	名称	主たる内容
保険規制開発庁規則 (IRDA Regulation)	IRDA (Protection of policyholders' interest) Regulations 2000	契約者からの苦情対応手続、保険証券・募集帳票上の文言等について定めたもの。
	IRDA (Manner of Receipt of Premium) Regulations 2002	保険料の支払方法（現金、クレジットカード、デビットカード、郵便為替等）等について定めたもの。
	IRDA (Licensing of Corporate Agents) Regulations 2002	企業代理店の資格および教育等について定めたもの。
	IRDA (Insurance advertisements and disclosure) Regulations 2000	保険会社等における広告および情報の開示等について定めたもの。
	IRDA (Registration of Indian insurance companies) Regulations 2000	損害保険会社の事業免許の取得について定めたもの。
	IRDA (Micro-Insurance) Regulations 2005	マイクロインシュアランスに関する定義（用語、商品、代理店）について定めたもの。
保険規制開発庁通達 (IRDA Circulars)	IRDA Circular 045/IRDA/F&A/Mar-06	元受保険会社・再保険会社の資本規制に関して通達するもの。
	IRDA Circular 019/IRDA/NL/F&U/Oct08	2009年1月から実施する自動車（除く第三者賠償責任）、火災等のタリフ廃止等に関して通達するもの。
保険規制開発庁ガイドライン (IRDA Guideline)	Corporate Governance Guideline	保険会社における企業統治のフレームワークに関するガイドラインを示したもの。
	Distance Marketing of Insurance products	インターネットやダイレクトメール等を用いた非対面の販売手法に関するガイドラインを示したもの。

（出典：Insurance Regulatory and Development Authority ウェブサイトをもとに作成）

(2) 監督官庁

保険規制開発庁 (IRDA) が、IRDA 法第 4 章 14 条 (Article 14 of Chapter IV of the Insurance Regulatory and Development Authority Act 1999) のもと、事業免許の付与や停止、ソルベンシーマージンの管理等の機能を有し、保険会社、保険代理店、ブローカー等の規制・監督を行っている。

(3) 事業免許規制

事業免許に関しては損害保険、生命保険があり、生損保兼営は認められていない。1956 年会社法 (Companies Act 1956) にもとづき、会社の登録がなされたうえで、IRDA に申請を行う必要がある。申請に際しては、役員名簿や株主構成、払込資本の証明等が必要である³⁴。

(4) 資本規制

IRDA 法 (1999 年) において、元受損害保険会社には最低 10 億ルピー (約 18 億円)、再保険会社には 20 億ルピー (約 36 億円) の払込資本金が必要とされている。

また、リスク・ベース資本規制は現時点では採用されていないが、2000 年 IRDA 法 (保険会社における資産、負債、ソルベンシーマージンに関する規制)³⁵において、すべての元受保険会社は 5 億ルピー (約 9 億円) または正味収入保険料の 20% 超または正味発生保険金の 30% 超の資本を維持することが定められている。

(5) 外資参入規制

保険分野における外国人直接投資 (Foreign Direct Investment : FDI) 比率は 26% までに制限されている。政府は経済改革の一環として、同国の保険事業の拡大を目指し 2012 年 10 月に FDI 比率を 49% に引き上げる案を閣議決定したものの、未だ法改正には至っていない。

(6) 付保規制

1972 年の損害保険事業 (国有化) 法 (General Insurance Business (Nationalisation) Act, 1972) 第 7 章 25 条により、インド国内に所在するリスクを補償する保険については、同国で営業免許を持つ保険会社で付保することが規定されている。ただし、政府から事前に許可を受けた場合はこの限りではない。

³⁴ IRDA (Registration of Indian Insurance Companies) Regulations, 2000

³⁵ IRDA (Assets, Liabilities and Solvency Margins of Insurers) Regulations 2000

(7) 出再規制

元受保険会社は、すべての契約の一定割合を国営再保険会社である General Insurance Corporation of India (GIC) に出再することが義務付けられている。従来の出再比率は 10%であったが、2013 年から 5%への引き下げが行われた。現地関係者へのヒアリングによると、損害率が高く GIC にとってのメリットが薄いとの理由から、強制出再を廃止しようとする動きもあるようである。

(8) 募集規制

本項では保険代理店の資格要件および保険代理店および保険ブローカーの手数料規定について説明する。

a. 資格要件

保険代理店として業務を行うものは IRDA から免許を取得しなければならない。

保険代理店の資格要件の詳細は 2000 年の保険代理店に関する IRDA 規則³⁶に規定されている。保険代理店は、上級中等高校 (12th Standard) ³⁷卒業と同等の資格を有した者で、IRDA が認定する 100 時間の実務研修を受講するとともに、インド保険協会 (Insurance Institution of India) 等の認定機関が実施する試験に合格しなければならない。また、保険代理店は保険会社 1 社の商品の取扱のみに限定されている。

b. 代理店手数料

2008 年に IRDA が保険代理店および保険ブローカーの手数料上限に関する規定を制定した (図表 18 参照)。火災保険等において、同一物件であってもブローカーが取り扱くと 2.5%上乗せされる。これは、ブローカーの情報提供サービスやベストアドバイスに対する報酬分が含まれていると考えられる³⁸。

規定上はあくまで上限とされているが、実務上は上限値で手数料が支払われるのが一般的である。また、現地関係者へのヒアリングによると、代理店手数料の支払いに加えて自社商品の販売を促すためのインフラストラクチャー・コスト³⁹を支払っている会社も多く、自動車保険の手数料率 10%に対し、20%~30%のインフラストラクチャー・コストが支払われている例もあるとのことである。インフラストラクチャー・コストに関しては明確な規制がないため保険会社間で競争が行われており、コスト増の大きな要因になっている。IRDA もこれを問題視しており、保険会社に対し、自動

³⁶ IRDA (Licensing of Insurance Agents) Regulations 2000

³⁷ わが国の高等学校卒業程度。インドの教育制度は小学校が 5 年、中学校が 3 年 (6~8 年生)、中等高校が 2 年 (9、10 年生)、上級中等高校が 2 年 (11、12 年生) となっており、そのうち義務教育は小学校と中学校の 8 年間 (外務省ウェブサイト)。

³⁸ 池内光久「規制緩和が進むインド損害保険市場」(損害保険研究第 67 巻第 4 号)

³⁹ 代理店手数料の他に自社商品の販売促進のために設備投資費や支援金等の名目で保険会社から代理店等に対して支払われる費用のこと。

車ディーラーへのインフラストラクチャー・コストを縮小するよう指導を行った⁴⁰。

図表 18 保険代理店および保険ブローカーに対する手数料上限規定

保険種類	保険代理店手数料（上限）	保険ブローカー手数料（上限）
火災保険、企業オールリスク保険（IAR）等	10%	12.5%
大規模物件（金額が 250 億ルピー以上）の火災保険等	5%	6.25%
自動車車両保険、労災等	10%	10%
自動車第三者賠償責任保険	なし	なし
船舶保険	10%	12.5%
その他	15%	17.5%

（出典：Insurance Regulatory and Development Authority ウェブサイトをもとに作成）

5. 損害保険諸制度

本項では損害保険諸制度として、保険料率制度、約款制度、強制保険制度等について説明する。

(1) 料率制度

インドでは各種目において保険料タリフによる運営が料率諮問委員会（Tariff Advisory Committee : TAC）のもとで行われていたが、規制緩和により 2008 年 1 月以降、自動車保険の第三者賠償責任保険を除いて、タリフは廃止され各社独自料率での引受が行われるようになった。

(2) 約款制度

規制上、使用が義務付けられる標準約款の制度は存在しないが、2007 年の料率自由化以前に使用されていた当時の標準約款が現在も一般的に使用されている。新たな普通保険約款や特約条項の新設は届出後使用制（Use & File）となっており、事前に IRDA に届出を行う必要がある。現地関係者へのヒアリングによると、従来の規制産業時代の名残が依然として残っており、IRDA においても商品内容については各社横並びとする意識が強いとのことである。

(3) 強制保険制度

自動車所有者の第三者賠償責任保険や元受・再保険ブローカーの専門職業人賠償責任保険、危険物製造業者に対する第三者賠償責任保険等がある。

自動車の所有者については、自動車法（The Motor Vehicle Act, 1988）において、第三者賠償責任保険を付保することが義務付けられており、法定の保険金額は対人が

⁴⁰ Asian Insurance Review (2013.11.8)

無制限、対物は 75 万ルピー（約 130 万円）である。第三者賠償責任保険に関しては、損害率が高いことから、度重なる保険料率の引き上げが行われている。

(4) プール制度

テロリスクに関するプール、船舶に関するプールがある。また、2007 年に創設された商用自動車の第三者賠償責任保険に関するプール（Indian Motor Third Party Insurance Pool : IMTPIP）があったが、損害率が 170%を超える悪績が続いたため 2012 年に新規の募集が停止され、代わって謝絶リスクプール（Declined Risk Pool）⁴¹が新たに創設された。インドにおいて自動車第三者賠償責任保険は強制保険であり、すべての自動車が付保しなければならず保険会社は引受を拒否することはできない。引き受けられた契約のうち、ロスの高い商用車（タクシー、トラック等）に関するリスクが IMTPIP に出再され、出再された契約は元受保険料のマーケット・シェアにより各社に按分されていた。謝絶リスクプールの創設後は、元受保険会社は自社のアンダーライティングにより契約を選別し、リスクが高いと判断した場合には謝絶することが認められた。したがって、当該プールに出再されるのは各社が引受を行わないリスクが高い契約の第三者賠償責任保険部分のみの契約である。このようなプールによる引受方式にすることで、各社はリスクの選別を行い良質な契約を元受として引き受けるインセンティブになると考えられている。

また現在は、原子力および地震、自然災害に関するプールの設立も検討されている⁴²。

6. 損害保険関連団体等

本項ではインドの主な損害保険関連団体やシステム等について説明する。

(1) 損害保険協会

損害保険評議会（General Insurance Council : GIC）は業界の利益のために、業界を代表して外部との調整や交渉、業界としての意見の発信等を行っている。同協会は、1938 年保険法の第 64 条 c に基づき 2001 年に設立されたもので、国営および民間のすべての損害保険会社 27 社が会員となっている。

(2) 保険オンブズマン

保険オンブズマン（The Insurance Ombudsman）制度が設けられており、全国で 12 名のオンブズマンが指名され、12 都市に事務所がある。保険オンブズマンはスタッフとともに個人分野の保険に関するクレーム処理、保険会社への不平・不満を聴取

⁴¹ 正式名称は“The Indian Motor Third Party Declined Risk Insurance Pool for Commercial vehicles”

⁴² AXCO Insurance market Report “Insurance Market Information : Non-Life (P&C) 2013”

し、保険会社との調停・裁定を行う機能を有する。IRDA の統計によると、2011 年 4 月から 2012 年 3 月末は、損害保険に関して全国で約 1,000 の案件があり（前年度からの持ち越しを含む）、約 57%が年度内に処理されている。

(3) 第三者管理運営代行者（Third Party Administrators : TPA）

保険会社からの委託により医療保険に関するコールセンターの運営、医療費の管理、保険金支払いの管理等を行う機関であり、高騰する医療保険の保険金削減に重要な役割を果たしている。2001 年に IRDA 規則⁴³により設置され、2013 年 5 月末現在で、31 機関が IRDA から認可を受けている。

(4) 保険証券保存システム（Insurance Repository System : IRS）

2013 年 9 月、IRDA は消費者の利便性の向上等を目的として、世界初を喧伝する保険証券保存システム（Insurance Repository System）の運用を開始した。

IRS とは、契約者がシステム利用の申し込みをした IRDA 認定業者（5 社）⁴⁴のウェブサイト上に、当該契約者の損害保険、生命保険、医療保険、年金保険の保険証券が電子的に保管されるシステムである。契約者には固有の電子保険契約者口座（Electronic Insurance Account : eIA）が無料で開設され、パスワードを入力しサイトにログインすると、サイト内に保存してある自らの保険証券にアクセスすることができる。

IRS を利用することで、保険契約者は保険証券の紛失・盗難等のリスクを排除できる。また、複数の種類の保険証券が 1 つのウェブサイト上にあることで効率的に管理することができ、住所変更等の異動事由が生じた場合にも IRS に連絡をすればすべての証券が一斉にアップデートされること、eIA 口座開設時に銀行口座等の属性情報も届けられているため、簡易かつ迅速な保険料支払や保険金受取に活用できるということなどの利便性も IRDA はアピールしている。

現地関係者へのヒアリングによると、導入から日が浅く一般的な普及にはまだ至っていないが、IRDA は消費者保護および利便性の向上の観点からも本システムの推進を行っている。

7. おわりに

国家経済の政策転換を契機に、インド損害保険業界も自由化路線へと突入した。特に、2000 年代中盤以降は強制保険である自動車保険の第三者賠償責任保険を除いて保険料率も自由化するなど、アジア諸国の中では先進的な状況となった。一方で、自由化によ

⁴³ IRDA (Third Party Administrators-Health Services) Regulations,2001

⁴⁴ NSDL Database Management Limited、Central Insurance Repository Limited、SHCIL Projects

り自動車保険（任意部分）をはじめ、企業分野の火災保険においても収益性を度外視した大幅な割引が横行するなど競争の激化が収益悪化の要因となるなど悪循環につながっており、現時点では自由化の失敗例としてインドがあげられる場合もある。

現在のインド損害保険業界にとっての課題は、「自動車保険の収益性の改善」と「保険浸透率の上昇」であろう。

「自動車保険の収益性の改善」については、自動車保険は市場の約半分の割合を占めており、収益への直接的な影響が大きい。IRDA は近年、三度にわたり強制保険である自動車の第三者賠償責任保険の料率の引き上げを行ったが、それに反対するトラック業界等のロビー活動等もあり、大幅な引き上げはできず依然として適正な料率水準には至っていない。しかしながら、関連業界の反発を受けながらも連続して料率の引き上げを行っていることは、料率の適正化による収益改善に向かっての大きな前進と言えるであろう。また、自由料率である任意保険の部分（車両保険等）についても、リスクを度外視した保険料水準の設定や代理店手数料（インフラストラクチャー・コストを含む）に関する競争が行われている。IRDA はインフラストラクチャー・コストの部分に関し、保険会社に対して指導を行うなどの対策を講じ始めており今後の適正化が望まれる。

2つめの「保険浸透率の上昇」については、IRDA は不適正募集を防止するためのガイドラインの作成による保険業界の信頼性の向上、保険証券保存システム等による契約者の利便性の向上、消費者教育に関する専門ウェブサイト⁴⁵立ち上げ等の取組を行っている。併せて、マイクロ・インシュアランスの普及促進や規制緩和によるバンカシュアランスの拡大、同国が得意とする IT 技術を活用した保険募集等のルールを定めるなどの環境整備を行っているが、インド全土において保険浸透率を上げることはなかなか容易には進展していない。

上述のような保険産業独自の課題とともに、安定的な経済発展、貧富の差の解消、社会インフラの整備等の前提はあるものの、中国や ASEAN 諸国とも近接し、自らも広大な国土と世界一になるとも予測される人口規模を持つインド損害保険市場の潜在力は疑うべくもない。しかしながら、多くのアジア諸国と同様に保険を取り巻く法律や制度は整備されているものの、IRDA の意向どおりに実務が動いていないのが現状であり、同じアジアの一員としてインドの保険産業の一層の進展のため、場合によってはわが国が人材育成も含めた金融インフラ整備の支援を行うなどの必要もあるかもしれない。また、わが国の損害保険業界にとっては、市場としての観点からもインドの行方を注視していく必要があると考える。

Limited、Karvy Insurance Repository Limited、CAMS Repository Services Limited の 5 社。

⁴⁵ IRDA Consumer Education Website “Promoting insurance. Protecting insured”

<参考資料>

- ・池内光久「規制緩和が進むインド損害保険市場」損害保険研究第 67 巻第 4 号（損害保険事業総合研究所、2006.2）
- ・一般財団法人国際開発センター「インドにおけるマイクロ保険の社会的位置づけと事業持続性～保険会社の活力を通じた社会保障システムの拡充～」
- ・加地良太「インドとの包括的経済連携協定～日印戦略的グローバル・パートナーシップの新次元～」
- ・株式会社損害保険ジャパン「インド保険事情のご案内」
- ・損害保険事業総合研究所『アジア諸国における損害保険市場・諸制度の概要について』（2013.9）
- ・日本興亜損害保険株式会社「インドの損害保険事情と弊社の営業体制のご案内」
- ・福岡藤乃「インドの民間医療保険の動向」保険学雑誌第 615 号（日本保険学会、2011.12）
- ・福留竜太郎「わが国と諸外国の農作物保険制度－米国の連邦農作物保険制度を中心に－」損保総研レポート第 105 号（損害保険事業総合研究所、2010.3）
- ・三井住友海上火災保険株式会社「インドにおける保険のご案内」
- ・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「インド経済の現状と今後の展望」（2013.6）
- ・森田芳樹「インドの損害保険事情－自由化の流れと規制－」損保総研レポート第 75 号（損害保険事業総合研究所、2006.3）
- ・渡部美奈子「マイクロ・インシュアランスの変遷と展望」損保総研レポート第 105 号（損害保険事業総合研究所、2010.3）
- ・Capgemini「ワールド・インシュアランス・レポート 2013」
- ・Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry “FICCI Working Paper on Health Insurance Fraud”
- ・Ernst&Young “Fraud in insurance on rise”
- ・Ernst&Young “Insurance Industry Challenges, reforms and realignment”
- ・Insurance Information Bureau of India “Health Insurance Data Analysis Report”
- ・Insurance Regulatory and Development Authority “Insurance Repository A step toward e-world”
- ・Insurance Regulatory and Development Authority “Policyholder Protection & Welfare ”
- ・KPMG (India)、Bengal Chamber “Insurance Industry-Road Ahead”
- ・Lalat K Pani & Sukhamaya Swain “Bancassurance and Indian Banks”
- ・Norton Rose “Insurance regulation in India”
- ・Swiss Re “Sigma World Insurance in 2012”
- ・Towers Watson “India Market General Insurance Update”

http://www.policyholder.gov.in/The_Consumer_Affairs_Department_Annual_Booklet.aspx

<参考サイト>

- ・ 外務省ウェブサイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html>
- ・ 損害保険評議会（GIC）ウェブサイト <http://www.gicouncil.in/>
- ・ 日本貿易振興機構（JETRO）ウェブサイト <http://www.jetro.go.jp/indexj.html>
- ・ 保険規制開発庁（IRDA）ウェブサイト <http://www.irda.gov.in/Defaulthome.aspx?page=H1>
- ・ Confederation of Indian Industry（CII）ウェブサイト <http://www.cii.in/>
- ・ Consumer Education Website（IRDA）
http://www.policyholder.gov.in/The_Consumer_Affairs_Department_Annual_Booklet.aspx
- ・ EY（Ernst&Young） Building a better working world <http://www.ey.com/IN/en/Home>
- ・ Insurance Information Bureau ウェブサイト